

事 務 連 絡

平成22年6月29日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成22年3月5日付官報（号外第46号）等に掲載された平成22年度診療報酬改定に伴う関係告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

(別紙)

ページ | 段 | 行 | 誤 | 正

平成二十二年三月五日 (号外第四十六号) 厚生労働省告示第六十九号 (診療報酬の算定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

一三	下		一六	ム	ラ
"	"		一七	ウ	ム
"	"		一八	キ	ウ
三九	上		一一	2回目以降につき	2回目以降1回につき
"	下		一七	I 2	I ₂
四〇	下	終りから	一九	経鼻的持続陽圧呼吸療法治療器	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器
四五	下		六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価 (半定量)
"	"	終りから	六	ウイルス抗体価	ウイルス抗体価 (1項目当たり)
"	"	"	一五	ウイルス抗体価精密測定	ウイルス抗体価の測定
四八	下		一七	} 手掌部、足底部	手掌部又は足底部
"	"	終りから	一九		
五五	上	終りから	二	又は	及び
八五	上	終りから	一〇	中耳根本手術	中耳根治手術
八六	上		一一	汎副鼻腔根本手術	汎副鼻腔根治手術
九九	下		一〇	脱肛根本手術	脱肛根治手術
一〇六	上		九	} K 7 3 9 から K 7 4 0 - 2 まで	K 7 3 9、K 7 4 0、K 7 4 0 - 2
"	"		一四		
一〇八	下		七	放射線治療料に掲げられていない	この部に掲げられていない
"	"		"	放射線治療料に掲げられている	この部に掲げられている
一一一	下		一六	第1章	第2章
"	"		"	平成24年3月31日まで間に限り	平成24年3月31日までの間に限り
一二五	下		四	医師	歯科医師
一二八	上		一一	及び	又は
三三	上	終りから	一九	薬学的管理導	薬学的管理指導

(印刷誤り)

六七	下	終りから一	2	その他の場合	2	その他の場合
						900頁

平成二十二年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十号（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件）

一八五	三	終りから三	※炭酸マグネシウム （田淵製薬）	炭酸マグネシウム 「シロ」
-----	---	-------	---------------------	------------------

平成二十二年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十二号（基
本診療料の施設基準等の一部を改正する件）

三二三	下	終りから六	当該病床を有する病棟	当該病棟
三二四	上	三	当該病棟において	当該病床を有する病棟において
三二六	上	終りから二	前段	本文
三二九	下	三		
三三二	上	七	一のイ及びロの患者	一の(1)及び(2)の患者
三一〇	下	七	等二項	第二項

平成二十二年三月五日（号外第四十六号）厚生労働省告示第七十三号（特
掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

三三九	上	二〇	脳血管リハビリテ ーション	脳血管疾患等リハビ リテーション
三四〇	上	一四	対象患者	対象患者等
〃	〃	〃	又	若しくは
〃	〃	一七	又は	若しくは
〃	〃	〃	デイ・ナイト・ケア	デイ・ナイト・ケア
〃	〃	〃	又は	又は
〃	〃	一九	又は	又は
〃	〃	二〇	デイ・ナイト・ケア	若しくは精神科 デイ・ナイト・ケア

三四二	下	終りから一六	に限る。)	又は重度認知症患者 デイ・ケア
三四五	上	終りから一一	同一建物居住者等訪 問看護・指導料	に限る。)の費用 同一建物居住者訪問 看護・指導料
三四六	上	終りから四〇	行頭を一字下げる。	
〃	下	終りから七	患者	患者(当該疾患の手 術後の患者であつて 入院中のものを除 く。)
三四七 (印刷誤り)	下	終りから二一	発達障害	発達障害の患者
三三六	上	終りから一六	「診療報酬の算定方法」 頭を四字下げる。	以下は改行し、行

平成二十二年三月五日(号外第四十六号)厚生労働省告示第七十六号(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件)

三五二 (原稿誤り)	下	九	第三第八号中	第三第二号(二)ホ中「 、準七対一入院基本 料」を削り、同第八 号中
---------------	---	---	--------	---

平成二十二年三月十九日(号外第五十八号)厚生労働省告示第九十五号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件)

(原稿誤り)

一四ページ表五「入院期間Ⅰ日以内」は「入院期間Ⅰ」の「入院期間Ⅰ日を超えⅡ日以内」は「入院期間Ⅱ」の「入院期間Ⅱ日を超えⅢ日以内」は「入院期間Ⅲ」の語を。

六六ページ一三行目と一三行目の間に次のように加える。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「入院期間Ⅰ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅠの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

(二) 「入院期間Ⅱ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅠの欄に掲げる日数を超え入院日(日)のⅡの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

(三) 「入院期間Ⅲ」とは、診断群分類区分ごとに入院日(日)のⅡの欄に掲げる日数を超え入院日(日)のⅢの欄に掲げる日数までの入院期間をいう。

平成二十二年三月十九日(号外第五十八号)厚生労働省告示第九十八号(厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、調整係数及び機能評価係数を定める件)

(原稿誤り)

一三八	データ提出指数	一七	データ提出係数
〃	効率性指数	一八	効率性係数
〃	複雑性指数	〃	複雑性係数
〃	カバース率指数	〃	カバース率係数
〃	救急医療指数	〃	救急医療係数
一三八ページ表中	「データ提出指数」は「データ提出係数」の「効率性指数」は「効率性係数」の、「複雑性指数」は「複雑性係数」の、「カバース率指数」は「カバース率係数」の、「救急医療指数」は「救急医療係数」の誤り。		

(印刷誤り)

一四九	日本生命済生会付属	八	日本生命済生会付属
-----	-----------	---	-----------

平成二十二年三月二十六日(号外第六十四号)厚生労働省告示第四百四号(厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件)

(原稿誤り)

二〇	下	八	従来の治療法に抵抗性を有する	いずれも従来の治療法に抵抗性を有する
三七	下	一一	「(切除が困難なものに限る。)」を削る。	